

議案第 84 号

勝山市表彰条例の全部改正について

勝山市表彰条例の全部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

令和 5 年度より勝山市教育委員会表彰を勝山市表彰に統合し実施したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市表彰条例

勝山市表彰条例(昭和32年勝山市条例第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の政治、産業、経済、教育、文化、福祉その他各般にわたって市の発展に寄与し、又は市民の模範と認められる行為があつた者を表彰することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、功労表彰及び功績表彰とする。

(功労表彰)

第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について市長が行う。

- (1) 地方自治の振興に寄与し、その功労が顕著な者
- (2) 産業又は経済の発展に寄与し、その功労が顕著な者
- (3) 教育又は文化の振興に貢献し、その功労が顕著な者
- (4) 福祉の増進に尽力し、その功労が顕著な者
- (5) 市民生活の安全に貢献し、その功労が顕著な者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に功労があると認めた者

(功績表彰)

第4条 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について市長が行う。

- (1) 市の公益のため多額の私財を寄附した者
- (2) 芸術、文化、スポーツ等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に功績があると認めた者

(勝山市表彰審査委員会)

第5条 表彰は、公正かつ適正を期するため勝山市表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員の数は5名以内とし、市長がこれを委嘱する。

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者は、委員会において選考し、市長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。ただし、副賞として賞金又は記念品を授与することができる。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年1回、市長が期日を定めて行う。

(被表彰者の公表)

第9条 この条例により表彰を受けた者は、氏名及びその功績を市民に公表する。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。